## 男鹿市告示第43号

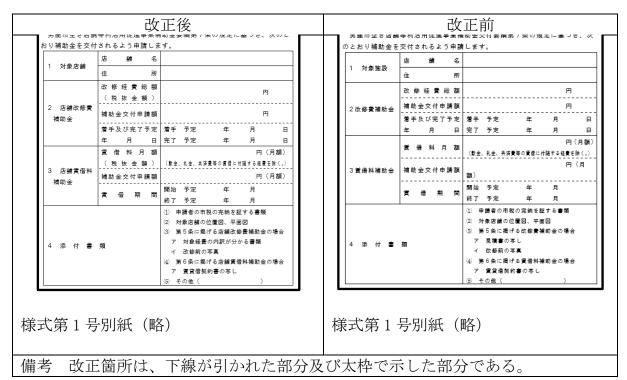
男鹿市空き店舗等利活用促進事業補助金要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市空き店舗等利活用促進事業補助金要綱の一部を改正する告示 男鹿市空き店舗等利活用促進事業補助金要綱(平成30年男鹿市告示第3 1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助金の交付申請)	(補助金の交付申請)
第7条 (略)	第7条 (略)
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 第5条に掲げる改修費補助金の	(3) 第5条に掲げる改修費補助金
場合	の場合
ア 対象経費の内容が分かる書類	<u>ア 見積書の写し</u>
イ(略)	イ (略)
(4)及び(5) (略)	(4)及び(5) (略)
	<u>2</u> 改修費補助金について、対象施設
	の改修の場合は、所有権移転登記の
	完了又は賃貸借契約の締結日から1
	か月以内に交付申請をしなければな
	らない。ただし、やむを得ない事情
	があると市長が認めた場合はこの限
	<u>りでない。</u>
送·予签 1 日 (签 7 夕 眼 5 )	送·子笠 1 日 (笠 7 夕 目 6)
様式第1号(第7条関係)	様式第1号(第7条関係)



附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。